

平成21年8月21日
九州地方整備局

不誠実な行為に対する総合評価等（工事・業務） の評価基準の改定について

九州地方整備局では、いわゆる「名ばかり営業所」、「下請へのしわ寄せ」等の不誠実な行為に対しても、総合評価における減点の運用を定め、9月1日以降に公告するものより適用することとしましたのでお知らせします。

8月1日から九州地方整備局では、稼働実態の無い支店・営業所（いわゆる「名ばかり営業所」）の排除に向けた取り組みを開始しております。また、元下関係における建設業法の法令遵守の徹底（いわゆる「下請へのしわ寄せ」防止）に向けた立入調査の重点的な実施など、不誠実な行為に対する指導等の強化も図っております。

これらの不誠実な行為に対する指名停止・文書注意に対して、総合評価等において減点できるよう評価基準の改定を行い、9月1日以降に公告するものより運用を開始しますのでお知らせします。

(<http://www.qsr.mlit.go.jp/>)

九州地方整備局	企画部	技術開発調整官	<small>くわの しゅうじ</small> 栗野 修司（内線3120）
		技術管理課長	<small>ひさの たかひろ</small> 久野 隆博（内線3311）
		技術管理課課長補佐	<small>つじ ひであき</small> 辻 英明（内線3314）
		技術管理課課長補佐	<small>ほり やすお</small> 堀 康雄（内線3313）

電話番号：092-471-6331（代表）

092-476-3546（技術管理課直通）

■評価基準

9月1日以降に公告する「工事の総合評価落札方式」及び「業務のプロポーザル方式及び総合評価落札方式」に対して、下記の運用を開始します。

措置内容	減点対象期間	減点
①九州地方整備局の「指名停止」	指名停止期間に「指名停止期間と同期間（※）」を加えた期間 ※指名停止期間が1ヶ月未満の場合は「同期間を1ヶ月間」とする	加算点満点の10%を減点
②九州地方整備局の「文書注意」	注意日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点
③九州7県の地方公共団体の「指名停止」	指名停止の期間	加算点満点の10%を減点
④九州7県の地方公共団体の「文書注意」	注意日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点

- 措置事例)
- ・公正取引委員会からの警告に伴う九州地方整備局からの文書注意
 - ・地方公共団体の粗雑工事による指名停止等
 - ・いわゆる「名ばかり営業所」、「下請へのしわ寄せ」等の建設業法の法令等に対する不誠実な行為による指名停止等